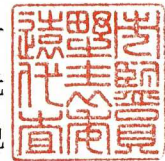


遠野市監査委員告示第8号

平成25年7月12日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成24年度に財政援助を与えた団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子
遠野市監査委員 佐々木 資光
遠野市監査委員 荒川 栄悦



平成25年度財政援助団体監査結果報告書（平成24年度財政援助分）

1 監査の対象

地方自治法第 199条第 7 項の規定に基づき、平成24年度に財政援助を与えた団体のうち、次の団体に係る事務の執行について監査を行った。

団 体 名	補助金の名称	金 額	市担当課名
社会福祉法人遠野市保育協会	遠野市保育協会運営費補助金	17,356,000円	子育て総合支援課
社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	遠野市社会福祉協議会事業費補助金	31,217,000円	福祉課
早池峰バス株式会社	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）	52,490,444円	市民協働課
社会福祉法人睦会	社会福祉法人睦会運営費補助金（知的障がい者授産施設石上の園施設整備補助金）	39,909,388円	福祉課

2 監査の実施日 平成25年 6 月 26 日、28 日の 2 日間

3 監査方法

監査は、前記 1 の 4 団体に対し、当該補助金に係る事務の執行について、市担当課及び当該団体から必要な資料の提出及び提示を求め、それぞれの団体の責任者及び担当課から事業内容、経理等について、聴取するとともに関係書類の抽出検査を行った。

4 監査の結果

実施した 4 団体とも、補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従い、その要件が整っており、適正に処理されているものと認められた。また、補助金の目的に沿って使用されており、補助の目的・効果は達成されているものと認められた。

補助金の交付による財政的援助は、いずれも公共福祉の充実に資するもので、公益上の必要性があるものと認められた。

監査対象とした財政支援団体ごとの監査の結果については、次のとおりである。

(1) 社会福祉法人遠野市保育協会

補助金の名称	遠野市保育協会運営費補助金
交 付 額	17,356,000円
目 的	社会福祉法人遠野市保育協会の円滑な運営を図るとともに、提供する福祉サービス（保育・児童の健全育成、子育て支援）の質の向上を期し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。
監 査 実 施 日	平成25年6月26日
特 記 事 項	<p>特に問題点は見受けられなかった。</p> <p>遠野市社会福祉法人の助成に関する条例等に基づき、事務局職員給与費（6,433,465円）及び事務局事務費（役員報酬、遠野保育園駐車場用地賃貸借料含み3,674,900円）、産休等代替職員の人件費（3人分1,138,700円）、土淵保育園と青笹保育園にかかる施設整備償還金（県からの利子補給を除く6,108,935円）に対し、17,356,000円を補助した。</p> <p>事務局職員給与費については、前年度繰越金を4,000,000円取り崩して補助金額を縮減している。また産休等代替職員の人件費については、それぞれの証明書により、施設整備償還金については、償還年次表、預金口座振替証等により確認したが、いずれも適正に処理されていた。</p> <p>社会福祉法人遠野市保育協会は、10保育園の経営、6児童館の指定管理、5児童クラブの受託運営、地域子育て支援センターの運営及び病児等保育施設「わらっぺホーム」の受託運営を行っており、無呼吸アラームやAED等の救急に対する備品を整備しているほか、全職員を対象としたリスクマネジメント研修も実施するなど安全で安心な保育に取り組んでいると認める。また、非常勤職員を含めて7人の看護師を雇用し、シフトを組んで3保育園に配置して常時看護師の対応が必要なリンパ管腫の園児の保育も行っている。</p> <p>保育協会のげんきプランに基づき臨時職員等の処遇改善にも取り組むなど、常に職員の意欲、資質の向上を図っているが、遠野市少子化対策・子育て総合計画「遠野わらすっこプラン」で目指す「子育てのまち」にふさわしいサービスの提供をするために、民間幼稚園も参考にしたさらなるサービスの構築の取組みについても期待したい。</p>

(2) 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

補助金の名称	遠野市社会福祉協議会事業費補助金
交 付 額	31,217,000円
目 的	社会福祉協議会の円滑な運営を図るとともに地域福祉及び在宅福祉の充実を図るための体制を強化し、福祉施策の積極的推進と地域

	住民のニーズに対応する事業を安定的に供給することを目的とする。
監査実施日	平成25年6月26日
特記事項	<p>特に問題点は見受けられなかった。</p> <p>社会福祉法人遠野市社会福祉協議会が、生活支援型社協の実現を目指して平成24年度に実施した、以下の主な事業を監査した。</p> <p>(1) 次期「地域福祉活動計画」策定のための地域福祉懇談会を市内15箇所で開催し、313人が参加。</p> <p>(2) 災害時要援護者避難支援プランとの連携による緊急安心箱の設置事業として、53地区へ548個を配付。</p> <p>(3) 地域福祉自主・受託事業として、ふれあい・いきいきサロンやコミュニティサロンを29地区で延べ348回開催支援。</p> <p>(4) ボランティア事業の活動拠点「ちょボラ」の運営、障がい者の通所による活動支援のための地域活動支援センター「カムカム」の設置運営等。</p> <p>(5) 後方支援ボランティアセンターを設置運営し、沿岸被災地ボランティア派遣の継続、生活支援相談員6名による市内避難者の支援活動等。</p> <p>遠野市からの補助金の内訳は、運営費補助金（職員人件費5人分の助成）20,100,000円、総合福祉センター管理運営費補助金（管理費から利用料収入を減じた額）7,102,000円、地域福祉ネットワーク補助金（ボランティア活動拠点「ちょボラ」の運営費の2分の1補助）2,725,000円、福祉団体活動費補助金（市内8福祉団体の活動助成）1,290,000円である。</p> <p>一般会計のほか介護保険事業の公益事業特別会計の経理も合わせて行っていることから帳票類が多いと思うが、支払事務に関しては一層の注意を払い、さらに正確を期する努力を期待する。</p> <p>社会福祉協議会の地域福祉に関する諸事業は、ひとにやさしい遠野のまちづくり事業であることから、次代を担う多くの若者を巻き込む仕掛けの検討も願う。</p>

(3) 早池峰バス株式会社

補助金の名称	遠野市地方バス路線対策事業費補助金 (廃止路線代替バス運行費補助金)
交付額	52,490,444円
目的	市民生活に必要不可欠な交通手段であるバス輸送の確保及び維持のため、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業を営業者が、廃止したバス路線を運行する場合に要する経費及び市長が必要と認めた廃止路線以外の路線の運行に要する経費について、補助金を交付する。

監査実施日	平成25年6月28日
特記事項	<p>遠野市地方バス路線対策事業費補助金交付要綱に基づき、公共交通手段の確保のため、岩手県交通株式会社とJRバス東北株式会社が廃止したバス路線の代替運行を早池峰バス株式会社に委託し、運行料金等経常収益で補いきれない運送費等経常経費を補填するための補助金であり、平成23年度からは200円の定額低料金バス等の運行を含めた契約となっている。</p> <p>現在25の路線で運行しているが、年々利用者が減り続け、平成19年度において128,845人・47,834,285円であった利用者数と収益が、平成23年度は96,732人・22,497,199円にまで減少している状況である。</p> <p>平成23年度の収益22,497,199円から費用74,987,643円を差し引いた52,490,444円を補助金として交付しており、この中には定額低料金分の4,984,000円が含まれている。</p> <p>平成24年度から大草里方面の路線を県立遠野病院経由に改めるとか学生定期券の導入や達曽部方面の一部デマンド化等の経営努力は行われていたが、抜本的な改善にはいたっていない。</p> <p>車輛を購入しての貸切バス事業や盛岡線、北上線の運行など補助対象外事業も行っていることから、経費按分の明確化を図るためにも運行契約書等の見直しが必要と思われる。</p> <p>使用しているバス12台は、平成9年式から平成13年式の車輛であり、今後更新が必要であること、平成26年4月1日と平成27年10月1日に消費税の改正が行われる予定であること、今後も利用者が増加する要因が少ないこと等から、遠野市の喫緊の課題である交通弱者対策、公共交通のあり方について、民間業者、専門家を含めた関係機関団体が密接な連携のもと、利用者目線であらゆる方向から必要性和効率性を検討し、多くの方に利用され、市内経済の活性化につながる公共交通政策の推進を期待する。</p>

(4) 社会福祉法人睦会

補助金の名称	社会福祉法人睦会運営費補助金 (知的障がい者授産施設石上の園施設整備補助金)
交付額	39,909,388円
目的	社会福祉法人睦会が設置運営する障がい者支援施設石上の園の新築及び増改築に要する借入金に係る元利償還金の補助を行うことで、施設の将来にわたる健全経営に資するとともに利用者に対する継続的な施設サービスを提供することによって、公共の福祉に寄与することを目的としている。
監査実施日	平成25年6月28日
特記事項	特に問題点は見受けられなかった。

遠野市社会福祉法人の助成に関する条例等に基づき、社会福祉法人睦会が平成8年7月に開設した障がい者支援施設「石上の園」の施設整備資金借入金301,000,000円のうち、福祉医療機構からの借入金193,000,000円に係る元利償還金について補助金を交付したものである。民間金融機関からの借入金については既に支払いが完了しており、今回繰上償還のため39,909,388円の補助金を交付したことにより1,673,202円の支払利息の軽減が図られた。

係数に誤りはなく、障がい者の方々が入所、通所、就労支援等のサービスを受けながら、社会の一員として元気に就労活動を行っていることから必要な補助金と認められる。

平成23年に要綱が改正され、施設整備に係る借入金の元利償還金に対する補助金の全額前金払いが認められていたが、周知不足から今回利用されていなかった。

障がい者支援施設「石上の園」では、常に利用者と家族のニーズの把握に努めており、今後のサービスの質の向上につながるものと期待される。

平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」として施行され、新たに難病等の方々が障がい福祉サービス等の対象に加わるなどの変化があったことから、担当課には、障がい者の方々が、社会の一員として元気に生活ができ、家族の負担が軽減される施策の更なる推進を期待する。